

第4回定例会

(会期：令和5年12月4日～12月21日)

議決した案件

議案の内訳

- 条例案…6件 ●予算案…7件 ●承認案…1件 ●その他…16件
- 委員会提出議案…1件
- (●全会一致可決…30件 ●賛成多数可決…1件)

議案の審査経過

表決が分かれた案件の表決結果

議案番号 ▼	会派名	清新の会							創志会					市民クラブ				未来の風				公明党			創生会			日本共産党	真政倶楽部			
	議員名	上岡 裕明	大下 博隆	田坂 武文	貞岩 敬	北林 光昭	重森佳代子	乗越 耕司	上田 秀	向井 哲浩	中曾 久勝	岡田 育三	玉川 雅彦	奥谷 求	小池恵美子	落海 直哉	景山 浩	中川 修	石原 賢治	鍋島 勢理	木村 輝江	山田 学	鈴木 英士	下向智恵子	原田 栄二	坂元百合子	片山 貴志	岩崎 和仁	牧尾 良二	谷 晴美	宮川 誠子	
議案第188号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○

※「議」は議長「○」は賛成「×」は反対

【表決が分かれた議案名】

議案第188号 令和5年度東広島市一般会計補正予算（第7号）

議案書、提出議案説明書など、本会議資料は、こちらのQRコードからご覧いただけます。



〈議案第187号〉

東広島市使用料条例の一部を改正します

○改正の理由

西条中学校屋内運動場に空調設備を設置し、また、志和中学校にテニスコートと、その照明施設を設置することに伴い、これらの施設設備の使用料を新たに定めます。また、安芸津中学校屋内運動場の冷暖房を使用する場合に加算する使用料の額を、空調設備の更新に伴い、更新後の設備のガス代等の実績から積算した額に引き下げます。

○改正の内容

- ・西条中学校屋内運動場の冷暖房を使用する場合の1時間当たりの使用料の加算額を新たに800円と定めます。
- ・安芸津中学校屋内運動場の冷暖房を使用する場合の使用料を1時間当たり7040円から1500円に改定します。

・志和中学校テニスコートの照明施設の使用料を次の表のとおりとします。

施設名及び区分		使用時間	使用料
照明施設	北側2面	1時間につき	200円
	南側1面	1時間につき	100円

○施行期日

令和6年4月1日等

委員会での主な質疑

Q

安芸津中学校屋内運動場の改定前の冷暖房使用料7040円はどういう積算で設定されていたのか。

A

市町村合併時に旧安芸津町から引き継いだものであり、詳細な資料は残っていないが、おそらく減価償却費や施設の整備費等が含まれていたものと思われる。学校施設の使用料は実費負担を原則としているため、実際の電気・ガス料金から積算した使用料に改定するものである。

Q

安芸津中学校屋内運動場の冷暖房使用料が西条中学校に比べて倍近く高いのはなぜか。

A

西条中学校は都市ガス、安芸津中学校はプロパンガスを使用しており、契約単価の差が使用料に影響している。

Q

現在の積算方法では、地域によって格差が生じることになる。市内のどこの地域であっても同じように施設を使うことができよう、使用料を平準化すると

いう考えはなかったのか。

A

学校施設の目的外使用に係る使用料については、これまで施設ごとに実費を徴収するという考えで積算しており、市内で一律の額に平準化するという考え方はしていない。使用料条例の考え方の根本に関わる問題であり、市全体として議論をしていく必要がある。

質疑を受けて執行部から示された検討事項

- ・本案の使用料改定とは別に、数年ごとに使用料・手数料を全庁的にチェックして見直していくことをルール化すること。
- ・実費相当額を使用料として徴収する施設を地域共生社会の実現に資する目的で使用する場合には、減免対象の拡大を検討していくこと。

〈議案第188号〉

令和5年度一般会計補正予算(第7号)を可決しました

新型コロナウイルスワクチン接種事業の延長に要する経費の追加や、デジタルものづくりイノベーション拠点整備への支援の追加、人事院勧告に基づく給与改定などを行うため、歳入歳出の総額に16億

2668万5千円を追加し、補正後の総額を1005億5835万8千円とする令和5年度一般会計補正予算(第7号)を可決しました。

補正予算(第7号) 補正額 16億2,668万5千円

- 新型コロナウイルスワクチン接種事業を延長します。
 - ・新型コロナウイルスワクチン接種のための委託料の追加
1億5,005万円
- 広島大学を中心に整備が進む「広島大学デジタルものづくりイノベーション拠点」の支援並びに技術者育成により、本市の主要産業である自動車産業の振興を図ります。
 - ・広島中央サイエンスパークに立地する拠点施設の整備費の追加
3億8,000万円
 - ・EV化に関する主要技術等についての研修費の追加
300万円
- 人事院勧告等に伴う人件費の増額
1億9,215万9千円
- ※コンベンション機能を備えた都市型宿泊施設等について、将来都市像を踏まえた需要推計を行うとともに、立地可能性のある施設機能等について調査します。
 - ・都市型宿泊施設等に対するニーズ、※サウンディング調査、経済波及効果等
500万円
- 東広島こい地鶏の安定的な生産販売体制を構築するため、東広島こい地鶏推進協議会を再編強化し、民間事業者だけで自走できる体制が構築できるまでの間、限定的な支援を行います。
 - ・種鶏場の経営安定化支援、飼育管理の保全等に関する費用の追加
289万4千円

委員会での主な質疑

Q 都市型宿泊施設等の立地可能性を調査する経費について、過去に誘致を断念した経緯がある中、なぜこの段階で補正予算に計上することとしたのか。

A 市内半導体産業を中心とした宿泊ニーズに変化があったことに加え、市内のコンベンション機能を有した事業所が令和5年11月に閉館し、地域経済への影響を見据え早期に対応を行う必要があったためである。

本会議での討論

反対 一般質問でも子育て支援の充実を求める声や農業従事者への支援策を求める声が出てきている。過去に公設民営のホテル計画を断念した経緯もあり、民間でできることは民間に任せ、市は率先して福祉の増進を講じるべきだと考え、反対する。

※コンベンション サウンディング調査 会議や集会、見本市などを指し、一般的に国際会議など大規模なものをいう。公募により民間事業者から広く意見や提案を求め、事業への有用な意見やアイデアを収集することを目的とした、民間事業者と市との直接の意見交換による調査のこと。対話型市場調査ともいう。

〈議案第194号〉

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正しました

地方税法の一部改正に伴い、新たに国民健康保険の出産被保険者が負担する所得割額・被保険者均等割額の減額措置などを行います。

◎改正の内容

○減額の内容

- ・ 出産被保険者について算定した所得割額の12分の1の額に産前産後月数を乗じて得た額を減額します。
- ・ 所得割額と同様に被保険者均等割額も減額します。
- ・ 減額対象は、令和5年11月1日以降に出産または出産予定の国民健康保険被保険者で、単胎児（胎児が一人）の場合は出産日または出産予定日の前月から4カ月間、多胎児（胎児が二人以上）の場合は3カ月前から6カ月間が減額となります。

○出産被保険者についての届出

- ・ 出産被保険者が世帯に属する場合には、納税義務者と出産

被保険者の氏名、住所、生年月日、個人番号、出産の予定日、単胎妊娠・多胎妊娠の別等を記載した届書を市長に提出しなければならぬこととします。

○施行期日

令和6年1月1日

委員会での質疑

Q

改正に伴うシステム改修はどのようになるのか。

A

既に予算は補正済みであり、国からの資料を基にシステム改修の手続きを完了している。

〈委員会提出議案第7号〉

政府・国会に意見書を提出しました

子どもの命と安全を守ることでできる保育環境を構築するため、保育所等保育施設の職員配置基準の改善等を求める意見書を政府・国会に提出しました。

意見書の全文

保育所等保育施設の職員配置基準の改善等を求める意見書

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在である。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じている。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ない。

保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかである。

保育所持機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事の量や責任に比べて処遇が低いことで人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人ひとりの保育士の努力で保育の質を維持することは限界にきている。

コロナ禍の中、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することとあわせて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要である。

子どもの命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しない。

よって国会及び政府におかれては、保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準とすることに加え、保育士等の処遇を改善すべく、以下の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 保育士の配置基準を改善すること。
- 2 保育士・放課後児童支援員等の処遇を改善するために必要な財源を確保すること。

○提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策）